

筑前町人権教育・啓発基本指針

2009年(平成21年)2月

福岡県筑前町

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

本町では、筑前町総合計画の中で「共生」「自立」「協働」の3つをまちづくりのキーワードとし、計画実現に向けた具体的な施策の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進」を掲げ、すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会づくりに向け、人権教育・啓発に努めてきました。

しかしながら、依然として同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など様々な人権問題が存在しており、町民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進をより一層図っていかなければなりません。

このため、国・県の人権に関する指針や計画にそって、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進など、本町が取り組むべき基本的方向を示す「筑前町人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

今後は本指針に基づいて、町民の皆様をはじめ、各種団体などとの協働により「人権尊重のまちづくり」の推進に努めてまいります。

皆様方のさらなるご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

2009年(平成21年)2月

筑前町長

手 柴 豊 次

— 目次 —

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨	・・・ 1
2 基本指針の性格と目標	・・・ 1

第2章 人権を取り巻く状況

1 國際的経過	・・・ 3
～世界人権宣言採択 60周年～	・・・ 3
2 国・県の動向	・・・ 4
3 筑前町の取り組み	・・・ 5

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育・人権啓発のあり方	・・・ 6
(1) 連携と協働による多様な機会の提供	・・・ 6
(2) 発達段階を踏まえた効果的な推進	・・・ 6
(3) 町民の自主性と人権教育・啓発における主体性の確保	・・・ 6
2 人権教育・人権啓発の推進方針	・・・ 7
(1) 学校教育などにおける人権教育の推進	・・・ 7
(2) 社会教育における人権教育の推進	・・・ 7
(3) 町民及び企業・団体などに対する人権啓発の推進	・・・ 7

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題	・・・ 9
(1) 現状と課題	・・・ 9
(2) 施策の方向性	・・・ 10
2 女性の問題	・・・ 12
(1) 現状と課題	・・・ 12
(2) 施策の方向性	・・・ 13
3 子どもの問題	・・・ 14
(1) 現状と課題	・・・ 14

(2) 施策の方向性	• • • 14
4 高齢者の問題	• • • 16
(1) 現状と課題	• • • 16
(2) 施策の方向性	• • • 16
5 障害者の問題	• • • 18
(1) 現状と課題	• • • 18
(2) 施策の方向性	• • • 18
6 外国人の問題	• • • 21
(1) 現状と課題	• • • 21
(2) 施策の方向性	• • • 21
7 A I D S (エイズ)・H I V感染者・ハンセン病患者などの問題	• • 23
(1) 現状と課題	• • • 23
(2) 施策の方向性	• • • 23
8 その他の人権問題	• • • 25
(1) 現状と課題	• • • 25
(2) 施策の方向性	• • • 25

第5章 基本指針の推進

1 推進体制	• • • 26
2 連携及び協力	• • • 26
3 指針の見直し	• • • 26

用語解説	• • • 27
------	----------

参考資料

○世界人権宣言	• • • 30
○日本国憲法（抄）	• • • 35
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	• • • 38
○筑前町差別をなくし人権を守る条例	• • • 40
○筑前町人権教育・啓発基本指針策定の主な経過	• • • 41

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

国は、2002年（平成14年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な人権課題に対する諸施策を進めています。

この法律において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りながら、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務があるとされています。

県は、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、これに基づき人権に配慮した行政施策や人権教育・啓発などを推進しています。

このような動向を受け、すべての町民が互いの人権を尊重しあう社会を実現するため、国・県の人権に関する指針や計画にそって、現状に即した人権教育及び人権啓発の推進、分野別の人権施策の推進など、本町が取り組むべき人権教育・啓発の基本的方向を明らかにする「筑前町人権教育・啓発基本指針」を策定するものです。

2 基本指針の性格と目標

すべての人が人権を尊重し、また尊重される明るい社会を築くためには、住民一人ひとりが人権尊重の理念、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと」すなわち、人権共存の考え方について正しく理解することが必要です。

本指針は、本町の人権教育及び人権啓発に関する施策の基本方向を示すとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、各人権課題における施策を進めて行くための基本理念や基本的な視点、施策の方向性を示すものです。

また「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく本町の施策とその実施の方針を基本指針として位置付け、国及び県の基本指針を踏まえ、本町の実情に即して策定したものです。

本町はこの基本指針により、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、各種行政施策の実施にあたっては、基本指針を尊重しながら推進します。

町民には、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、すべての町民がそれぞれの立場で人権を尊重した生活を営むことによって、一人ひとりの人権を尊重する社会の実現に寄与することを期待するものです。

第2章 人権を取り巻く状況

1 国際的経過

20世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して1945年（昭和20年）10月に創設された国際連合は、1948年（昭和23年）12月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」を採択し、世界の人権擁護の動きは大きく前進しました。

宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」、第1条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、第2条で「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地、その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

国際連合では、世界人権宣言の理念を実現するために「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、多くの人権に関する宣言や条約を採択してきました。

また、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などテーマごとに国際年を設定し、人権擁護の取り組みを進めてきました。

しかし、東西対立による冷戦終了後も、世界各地で民族や宗教の違いなどによる紛争や内戦が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生などの深刻な人権問題が表面化したため、国際社会全体で人権擁護に取り組む気運が高まり、国連は1994年（平成6年）の総会において、1995年（平成7年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、すべての国において人権教育を推進する国内行動計画の策定を求めていました。

「人権教育のための国連10年」の最終年である2004年（平成16年）の国連総会では、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界プログラム」に取り組むことが採択されました。

～世界人権宣言採抲60周年～

2008年（平成20年）は世界人権宣言の採抲60周年の節目の年でした。宣言

は、様々な国際人権法の基礎となるもので、これまで、80 以上の国際人権条約や宣言、多くの地域の人権条約、国内人権憲章、あるいは憲法の条文などに取り入れてきました。

宣言の成果を踏まえて、1976 年（昭和 51 年）には市民的及び政治的権利に関する国際規約と、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約が発効されています。宣言には法的拘束力はありませんが、この 2 つの規約は世界人権宣言に含まれているほぼすべての権利を規定し、批准した国に法的拘束力を与えています。年を経るにつれて、人種差別、拷問、女性、子ども、マイノリティ（社会的少数者）、先住民の権利など、解決すべき問題や保護が必要な社会集団に問題を絞って特化した国際人権条約が出てきました。

世界人権宣言はすべての人が有する普遍的価値の宣言であり、今日の国際的な人権尊重の潮流のもととなっています。60 周年を機に、もう一度その価値を見つめ直し、その精神を新たにしていこうとする様々な取り組みが各国で行われています。私たちも世界人権宣言について学び直し、現在、私たちに問われていることを考えていかなければなりません。

2 国・県の動向

我が国では、日本国憲法で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としており、「基本的人権の尊重」を基本原則として各種国内法の整備や各種施策を実施するとともに、国連が採択した「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」をはじめ、人権に関する多くの条約を批准し、国際社会の一員として人権擁護の取り組みを進めてきました。

1997 年（平成 9 年）には、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨を受け、国内行動計画を策定しました。

また、同年の「人権擁護施策推進法」の施行により、「人権擁護推進審議会」が設置され、1999 年（平成 11 年）には「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」の調査・審議について答申がされています。

これを受け、2000 年（平成 12 年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国は「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、県は「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しています。

3 筑前町の取り組み

2005年（平成17年）3月22日、旧三輪町と旧夜須町が合併し、筑前町が誕生しました。

合併後、本町では人権・同和教育推進協議会を組織しました。この協議会では、学校教育部会、社会教育部会、行政部会の3部会を設置し、町民に対する人権・同和教育の推進、人権・同和問題に関する連絡調整、街頭啓発の実施、講演会や人権フェスタの開催など、あらゆる人権問題の解消に向けた教育・啓発を積極的に推進しています。

一方、2007年（平成19年）3月には、今後10年間のまちづくりの指針となる「筑前町総合計画」（ちくぜん未来物語）を策定しました。この総合計画では、「共生」「自立」「協働」の3つをまちづくりのキーワードとし、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を将来像と定め、その実現に向け、情報の共有化をさらに進め、本町ならではの特性・資源を最大限に生かし、こだわりのあるまちづくりを住民協働・参画で進めていくと定めています。

そして、計画実現に向けた具体的な施策の一つとして、「人権尊重のまちづくりの推進」を掲げ、「すべての人がお互いの人権を尊重し、共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する」としています。

そこで、本町では、町一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権・同和教育推進協議会の充実、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、指導者の育成に努めています。また、子どもから高齢者まで、住民一人ひとりの人権意識を高めていくため、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進しています。

こうした取り組みを通して、人間が人間として持っているあらゆる権利をお互いが尊重し合う社会の実現を強く目指しています。

第3章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育・人権啓発のあり方

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発とは「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義され、人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。

本町における人権教育・啓発は、保育所(園)、幼稚園、学校、家庭、地域、職場など様々な場を通じて、町民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、次の事項に留意して推進することが必要です。

(1) 連携と協働による多様な機会の提供

人権問題がますます複雑化、多様化する傾向の中で、人権教育・啓発は、保育所(園)、幼稚園、学校、家庭、地域、企業、行政など社会全体が連携・協働し、多様な場と機会を通じて、より効果的、総合的に推進することが必要です。

(2) 発達段階を踏まえた効果的な推進

住民一人ひとりが、人権の重要性を正しく理解し、その精神を身につけ、人権を相互に尊重する態度と行動に根づいて日常生活を営むことが必要です。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とするものであり、より効果的に推進するためには、対象者の発達段階に応じながら、ねばり強く推進することが必要です。

(3) 町民の自主性と人権教育・啓発における主体性の確保

人権教育・啓発にあたっては、人権問題は人の内面的な問題にかかわることや多種多様な考え方や意見があることなどから、一人ひとりの自主性を尊重し、押しつけにならないよう十分注意が必要です。

また、その効果を十分發揮するためには、その内容はもとより、実施の方法などにおいても、町民の理解と共感と共鳴を得るものであることが必要であり、町は主体性や中立性を確保して人権教育・啓発を推進することが必要です。

2 人権教育・人権啓発の推進方針

(1) 学校教育などにおける人権教育の推進

保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校において、それぞれの教育(保育)目標の実現を目指し、すべての教育活動及び保育の実施を通して幼児・児童・生徒が人権問題を身近なものとして捉えられるよう、発達段階に応じた実践が必要です。

そのためには、学校などにおける指導方法の確立を図るため、効果的な実践や教材などについて研究や交流を積極的に進める必要があります。また、社会教育との連携を図りながら、社会性や人間性を育むため、様々な交流を積極的に推進するなど、知的・実態的体験学習の機会を図っていく必要があります。

さらに、子どもたちに人権尊重の精神を育むためには、学校などにおいて、子どもの権利条約の精神を踏まえた教育(保育)活動を進める必要があります。また、指導者として子どもに接している保育士・教職員の資質の向上が不可欠であり、個々が意欲的に取り組むことも大切ですが、組織的な取り組みをさらに進めていくことが重要です。

(2) 社会教育における人権教育の推進

すべての人々が真に尊重される社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて人権に関する学習を推進し、日常生活において行動化に結びつく人権意識の高揚を図る必要があります。

また、誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習ができ、それぞれの願いや思いを表現し、生きがいが実感できる社会づくりのため、すべての町民を対象として、学習機会の提供方法や参加の仕方など諸条件の整備・支援を図る必要があります。

また、公民館などの社会教育施設を中心として、地域の実態を踏まえて人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく必要があります。こうした中で、従来の講義形式だけでなく、参加者の学習意欲を高めるような方法や内容について、創意・工夫していくことが重要です。

(3) 町民及び企業・団体などに対する人権啓発の推進

人権啓発は、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提に他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようにするとともに、人権侵害があった場合には、これに適正に対処できるよう啓発を推進する必要があります。

本町では、人権啓発として、同和問題をはじめとする様々な人権問題をテーマにした講演会・研修会、人権意識高揚のための街頭啓発や広報紙による啓発

事業を実施しています。

今後は、対象者の発達段階や理解度を踏まえ、親しみやすいテーマや具体的な事例を用いた啓発、参加型や体験型の啓発など、より効果的な手法を検討し啓発を推進する必要があります。

企業には、地域社会の一員として、社会的責任とともに、様々な社会的貢献が求められることにより、企業自らの人権問題への対応や雇用主としての取り組みが進められています。

しかし、企業においては、人権に配慮した公正な採用選考が行われる一方、賃金や待遇での男女差別、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、パワー・ハラスメント（上司によるいやがらせ）、高齢者、障害者、外国人の雇用差別など、人権にかかわる問題が見られるところもあります。

また、団体などにおいても、企業と同様に地域社会の一員として社会的責任と社会的貢献が求められています。

各責任者や各人権担当者などが人権問題についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携し、啓発や研修内容の助言、情報提供などに努めることが重要です。

第4章 分野別施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申※（以下「同対審答申」という。）において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識が示されました。この同対審答申を踏まえ、国は1969年（昭和44年）7月に10年間の时限立法として「同和対策事業特別措置法※」を施行し、以後二度にわたり特別措置法を制定し、約33年間、同和問題解決に向けた関係施策を実施してきました。

また、1993年度（平成5年度）には、同和地区の実態や国民意識について把握を行い、これまでの特別対策の効果を測定するために、政府により「同和地区実態把握等調査」が実施され、実態把握等調査をはじめとする関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察などを踏まえ幅広く審議が行われました。

福岡県では同和問題の解決を県政の重要な課題と位置付け、国や市町村と一緒にとなって、特別措置法に基づく対策や県独自の施策を実施し総合的な同和対策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や物的な基盤整備は着実な成果がみられています。本町においては、同対審答申や地域改善対策協議会意見具申の趣旨を踏まえ、同和対策事業の推進を行い同和対策事業長期計画の樹立や事業実施のための調査などを重ねながら、これまで住宅、道路、下排水路などの生活環境整備をはじめ、地域の拠点となる隣保館及び集会所の建設や、地区住民の生活安定向上のための給付並びに施策、教育・啓発に関する事業などの取り組みを行ってきたところです。

その結果、かつての生活環境の劣悪さが差別を再生産するような状況は基本的に解消され、同和問題は解決に向けて大きく前進しました。

また、同和問題解決に向けた教育・啓発活動は、町民の人権意識を高め、他の人権問題の取り組みへと広がりを持たせる重要な役割を果たしてきました。

学校教育では、基本的人権尊重の精神の育成に向けた取り組みを、小・中学校教育を通して、様々な教育活動の中で積極的に推進しています。

人権教育の国際的な潮流や、少子・高齢化、国際化、情報化、科学技術の進展などに伴い、より一層人権が尊重される社会を形成する必要があることから、

同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習を進め、人権問題について学習する同和教育副読本「かがやき」、「あおぞら」などを活用した人権教育を進めています。

社会教育においても、充実した人権教育が推進されるよう、資料や冊子などの作成・配布を行いそれぞれの実態に応じて、地域住民に対する学習会や公民館などの社会教育施設での講座、住民団体・P T Aなどにおける研修会などが、生涯学習の視点に立って実施されてきました。

住民啓発の取り組みとしては、広報紙に毎月人権に関する記事を掲載し、7月と12月には特集記事を掲載し啓発を行っています。

現在は福岡県独自の施策として1981年（昭和56年）に定めた7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間の時期には、街頭啓発、企業啓発、各種行事（講演会・人権作品発表・パネル展・映画会）などを行って住民啓発に努めています。

また、朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会においては、共同による人権啓発冊子「ひらけ未来に」を継続して作成し全世帯に配布を行い各市町村及び学校と連携を図りながら、同地域における人権・同和教育を推進しています。

このように同和問題の解決に向けた様々な取り組みを積極的に推進し、同和問題の解決を最重要課題として、これまで関係施策の推進に努めてきました。

しかし、現在でも結婚差別や差別落書が行われ、教育現場において不適切発言が発生するなど、依然として差別事象が発生しており、心理的差別はいまだに解決されていません。

最近では、同和地区・被差別部落出身者を誹謗中傷する表現や同和地区・被差別部落の所在を示す書き込みがインターネットに掲示されるという差別事件も発生し、また同和問題に対する町民の理解を妨げる「えせ同和行為※」も依然として横行しているなど深刻な状況にあります。

さらに、講演会や研修会に関しては、全般的に若年層の参加が少なく、低調化現象の懸念があり、創意工夫の必要があります。

（2）施策の方向性

部落差別は、差別を温存、助長する因習などをなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取り組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取り組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものと考えます。

今後の推進にあたっては、これまで培われてきた同和教育・啓発の成果と反

省を踏まえつつ、引き続き諸政策の総合的かつ計画的な推進を図り、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭、地域、企業、行政などが連携し、効果的に事業・研修会などを行うとともに、これらの取り組みを通して同和問題に対する確かな人権意識を培い、自主的に取り組むことができるよう、教育・啓発を積極的に推進します。

① 啓発の推進

- (ア) 町民に対する啓発活動の充実
- (イ) 企業に対する啓発活動の充実
- (ウ) えせ同和行為の排除

② 教育の推進

- (ア) 学校教育における人権・同和教育の推進
- (イ) 社会教育における人権・同和教育の推進

2 女性の問題

(1) 現状と課題

女性の人権尊重や地位向上の動きとして、国連では、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」や、これに続く1976年（昭和51年）から10年間を「国連婦人の10年」として女性問題に関する認識を深めるための活動が奨励されるなかで、1979年（昭和54年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。さらには1993年（平成5年）の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたほか、数次の世界女性会議などが連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

我が国においても、日本国憲法で定められている政治的、経済的又は社会的関係における性差別の禁止（第14条）並びに家族関係における男女平等（第24条）の具現化や1972年（昭和47年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定をはじめ、1985年（昭和60年）「女子差別撤廃条約」を批准し、1987年（昭和62年）「新国内行動計画」を策定するなど、男女平等の実現に向けた各種法律や制度の整備が図られてきました。

その後、国内の少子・高齢化などの急激な社会変化の対応とも相まって、1996年（平成8年）に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999年（平成11年）年6月に男女共同参画社会の実現を21世紀我が国の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

しかし、法制度や社会環境の整備の進展にもかかわらず、依然として社会や家庭においては女性に関する多くの課題を残しています。人々の意識や行動、社会的習慣の中には、いまだに女性に対する差別や偏見、「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、男女の役割に対する固定的・伝統的な性別役割分担意識が残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けていることがよくあります。また、パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などで女性の人権が侵害されている実態があります。

本町では、1999年（平成11年）に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づく国や県の「男女共同参画基本計画※」を踏まえ、「筑前町男女共同参画推進条例」を2006年（平成18年）3月に制定し、2006年度～2010年度（平成18年度～平成22年度）までの5ヶ年間の「筑前町男女参画プラン」を策定して、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い性別にかかわりなく、その個性や能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいるところです。

(2) 施策の方向性

女性の人権が尊重される社会実現のために、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の形成に向けて以下の取り組みを積極的に推進します。

① 男女平等意識の形成

- (ア) 人権尊重の意識を醸成する教育・啓発の推進
- (イ) 男女平等の意識を育む教育・学習の推進
- (ウ) 社会的慣習の見直しを図る啓発活動の推進

② 女性の人権が尊重される社会づくり

- (ア) 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
- (イ) 相談窓口の設置や被害者の支援体制整備
- (ウ) 生涯を通じた女性の健康支援体制の整備

③ 家庭、地域、職場（事業者）における男女共同参画の推進

- (ア) 男女平等な労働環境の啓発
- (イ) 男女が共に支えあう子育て・介護の実現
- (ウ) 農山村における男女共同参画社会づくりの推進

④ 男女共同参画を推進する社会システムの構築

- (ア) 方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくり
- (イ) 参画拡大のための啓発推進

3 子どもの問題

(1) 現状と課題

子どもが幸せな生活を送るために必要な権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を目的とした「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)※が1989年(平成元年)の国連総会において採択され、我が国も1994年(平成6年)に批准しています。

我が国の子どもたちを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進展により大きく変化してきました。その結果、子ども同士や地域とのふれあいの中で、切磋琢磨する機会や、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心を培い我慢することなどを学ぶ機会が減少し、社会性や自主性が育ちにくい状況をもたらしています。

こうした状況の中で、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫、生命をも奪う犯罪の増加など、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。

家庭においては、親の教育力や養育力の低下が見られ、さらには育児不安や育児ストレスの増大などにより、児童虐待の増加につながっています。

学校においては、いじめや不登校などの問題が憂うべき状況にあります。

地域社会においては、人間関係の希薄化や社会性の欠如が問題となっており、地域の教育力の低下と子育ての孤立化が指摘されています。

こうした問題を解決するため、学校と家庭と地域社会が一体となり、互いに連携を図り、それぞれの教育力、養育力を高めることが必要です。そして、子ども一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として育成できる環境づくりを推進する必要があります。

本町においては、2006年(平成18年)3月に「次世代育成支援対策行動計画※」を策定し、学校、家庭、地域、各種団体、企業、行政の協力と連携のもと、子育て支援の推進に取り組んでいます。

(2) 施策の方向性

社会全体で子どもの健やかな成長を図るために、保育所(園)、幼稚園、学校、家庭、地域、企業、行政などをはじめとする関係機関が、人権の視点に立って子どもたちのことを考えることができる地域社会の連携を支援し、総合的な取り組みの充実を図ります。

また、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、子どもの権利の尊重と擁護に向けた取り組みを積極的に推進していくよう、2008年(平成20年)12月に「子どもの権利条例」を制定しました。この条例に基づいた取り組みを推

進します。

- ① 子どもの人権が尊重されるまちづくり
 - (ア) 住民意識の醸成を図るための啓発
 - (イ) 人権尊重の意識を高める教育の推進
- ② 子育て支援に関する環境づくり
 - (ア) 子育て支援体制の整備
 - (イ) 相談体制の充実
 - (ウ) 子育てを応援する仕組みづくり
- ③ 豊かな人間性が育つ地域づくり
 - (ア) 子どもの健全育成の推進
 - (イ) 情報提供、交流機会の提供
 - (ウ) 児童虐待防止対策の充実

4 高齢者の問題

(1) 現状と課題

現在、我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸長などを要因とした、少子高齢化が急速に進行しています。

2007年（平成19年）10月現在、65歳以上の高齢者の総人口に占める割合は21.7%となり、2015年（平成27年）には、全国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的高齢社会の到来が見込まれており、今後も上昇の一途を辿るとされています。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症などの介護を要する高齢者が増加しており、高齢者に対する介護の放棄や、いじめや虐待、身体拘束の問題をはじめ高齢者の孤独死や自殺の増加、高齢者を対象とした詐欺事件など、深刻な社会問題が生じています。

高齢者が慣れ親しんだ地域でともに支え合いながら、自立した生活をしていくためには、高齢者が個人として尊重され、その人らしく生きぬくまでの保障が大切です。

高齢者が生きがいをもって暮らし続けることができるよう、社会参加の促進、健康の保持・増進、要援護者への支援、高齢者施策を進めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

高齢者が安心して活動的な暮らしができるように、施設や設備の整備・充実や、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、社会参加機会の充実や、生きがいづくりの支援を進めていきます。また、高齢者が元気に過ごすことができるような生活支援の整備のほか、保険、年金制度の周知及び啓発を図ります。

① 暮らしやすい環境整備

- (ア) 地域ケアの体制づくり
 - (イ) 「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定及び施設の整備
 - (ウ) 高齢者相談体制の充実
 - (エ) 道路、公園、公共施設などのバリアフリー化

② 社会参加の推進

- (ア) 学習機会、社会参加機会の充実
- (イ) 生きがいづくり支援

- ③ 介護保険制度の充実
 - (ア) 利用者への情報提供
 - (イ) 苦情処理・相談体制の整備

- ④ 生活支援体制の整備・充実
 - (ア) 介護予防の充実
 - (イ) 健康運動トレーニング事業の充実
 - (ウ) 生活支援サービス・認知症高齢者対策の推進
 - (エ) 社会福祉協議会による権利擁護事業の支援

- ⑤ 保険、年金制度の周知及び啓発
 - (ア) 健診や生活習慣病の予防
 - (イ) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）※についての広報
 - (ウ) 国民年金制度の周知及び啓発

5 障害者の問題

(1) 現状と課題

国連は、1981年（昭和56年）障害者の人権問題に関し、障害者の完全参加と平等をテーマとする「国際障害者年」を設定し、その後1983年（昭和58年）から「障害者のための国連10年」が定められました。さらに、アジア・太平洋地域においては、地域内における障害者施策の格差が大きいことから「アジア・太平洋障害者の10年」（1993年～2002年（平成5年～平成14年））などの取り組みを通して、障害者の人権確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

我が国においては、2003年（平成15年）4月の支援費制度※の導入、2006年（平成18年）4月の「障害者自立支援法※」の施行など、障害を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

本町においては、2007年（平成19年）3月に「障害者計画」及び「障害福祉計画」の策定を行い、障害の有無に関らず、誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指しています。この計画に基づき、関係機関との連携のもと、福祉・保健・医療などの各種サービスや経済的支援、社会参加や就労促進など多様な施策を講じるとともに、障害者及び障害に対する啓発活動を推進しています。

その結果、障害者に対する地域住民の理解や認識は着実に深まりつつありますが、一方では障害者が社会生活を営む上で、様々な社会的・経済的不利益を被る状況や、偏見や憶測に基づいて社会活動から排除されたり、利益の享受を妨げられている実態も依然としてあります。

さらに、高齢化の進行に伴う障害のある人の増加や障害の重度化・重複化、介護者の高齢化が進むとともに、現代社会におけるストレスを要因とした精神障害の増加がみられるなど、障害を取り巻く状況は多様化しています。

これらの現状を踏まえ、引き続き取り組むべき多くの課題と新たな課題に対しての施策を総合的、計画的に推進し、障害者が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

すべての障害のある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを基本理念とし、障害のある人の主体性、自立性の確保の実現を目指し、様々な支援を進めていきます。

- ① 地域生活支援及びサービスの提供
 - (ア) 地域生活支援及びサービスの充実
 - (イ) ケアマネジメント体制の充実
 - (ウ) 権利擁護の推進
 - (エ) 日常生活における支援
- ② 生活環境の整備
 - (ア) 安心・安全の環境づくり
 - (イ) 住宅環境の充実
 - (ウ) 防犯・防災体制の充実
- ③ 保健・医療
 - (ア) 総合的な健康づくりの推進
 - (イ) 保健活動の推進
 - (ウ) 医療・リハビリテーション体制の充実
- ④ 情報提供・相談支援体制
 - (ア) 情報提供の充実
 - (イ) 相談支援体制の充実
- ⑤ 教育・育成
 - (ア) 教育環境の充実
 - (イ) 関係機関の連携
- ⑥ 雇用・就業
 - (ア) 雇用の促進
 - (イ) 総合的な就労支援の推進
- ⑦ 障害者に対する理解・啓発活動の推進
 - (ア) 広報媒体を活用した理解・啓発の推進
 - (イ) 障害者週間・人権週間における啓発・広報活動の実施
- ⑧ 学校や地域における福祉教育の充実
 - (ア) 学校における福祉教育の充実
 - (イ) 各種講座・学習会の開催
 - (ウ) 体験学習の推進

⑨ 地域参画・生きがいづくり

- (ア) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (イ) 交流・ふれあいの場の充実
- (ウ) 外出・移動支援の充実
- (エ) ボランティア活動の育成・支援

6 外国人の問題

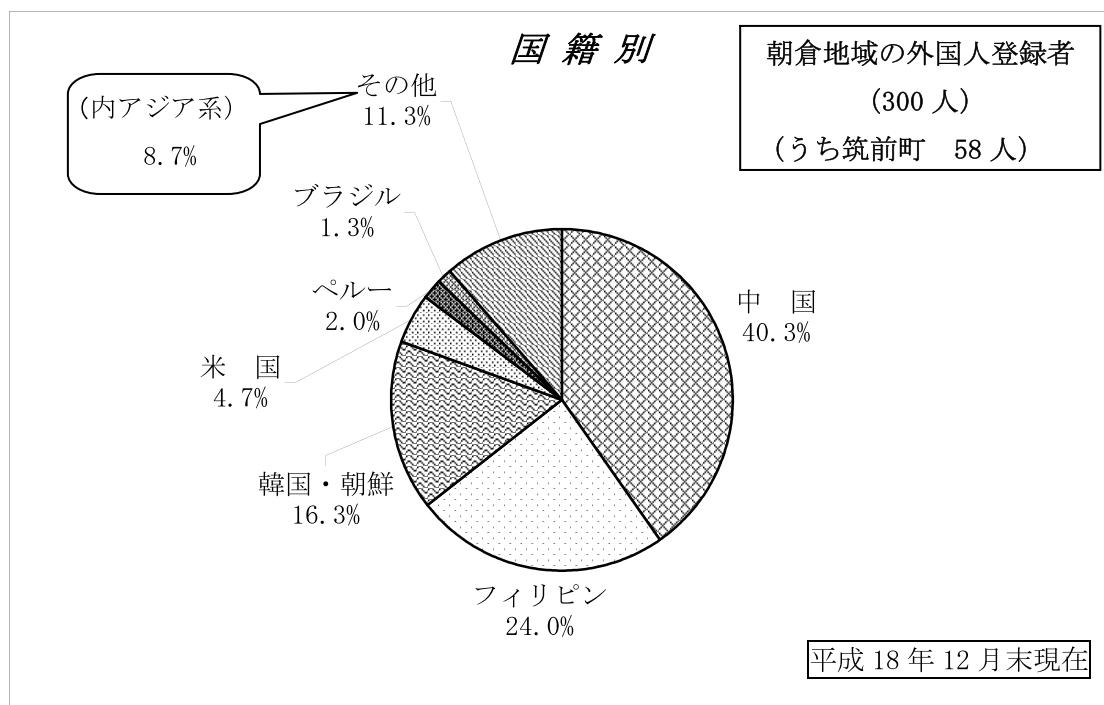
(1) 現状と課題

我が国の 2006 年（平成 18 年）末現在における外国人登録者数は 2,084,919 人で、国の総人口の 1.63% を占めています。この数は 10 年前に比べると 669,783 人増加しており、外国人登録者数は 10 年間で約 1.5 倍となっています。

一方、福岡県の外国人登録者数は 47,143 人で、県の総人口の 0.93%、朝倉地域では 300 人、地域の総人口の 0.32% となっています。

朝倉地域の外国人を国籍別で見てみると、中国 121 人、フィリピン 72 人、韓国・朝鮮 49 人など、アジア系の住民が 90% 近くを占めています。

このような中、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や、異なる歴史、文化、言語、宗教、生活習慣などについて相互理解が十分でないことなどから様々な人権問題が発生しています。今後もさらに国際化が進み、多国籍化や多民族化が進むことが予想されますが、外国人の人権問題について正しい認識を持ち、より相互理解を深めて行くことが大切となっています。



(2) 施策の方向性

多国籍化や多民族化が進展する現在、外国人との相互理解、友好関係を築くとともにお互いに個性を尊重し合い、訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して快適に生活できるまちづくりのため、次のような施策を推進します。

- ① 相互理解の促進と人権教育・啓発の推進
 - (ア) 町民への学習機会の提供や啓発の推進
 - (イ) 日本語や日本の文化を理解する学習機会や情報の提供
 - (ウ) 就学前教育・学校教育・社会教育における国際理解教育の推進
 - (エ) 学校教育における異文化教育の支援
 - (オ) 社会教育の場における自主活動の推進
- ② 生活環境の充実
 - (ア) 日常生活に必要な情報が得られる相談窓口の紹介
 - (イ) 外国語による情報提供の推進
 - (ウ) 企業、関係機関、民間団体との連携による相談・支援体制の整備
- ③ 民間団体などの協働
 - (ア) 住民ボランティアの育成と活用
 - (イ) 民間交流団体などの活動支援
- ④ 就労・雇用の促進
 - (ア) 就職情報提供と支援

7 AIDS(エイズ)・HIV感染者・ハンセン病患者などの問題

(1) 現状と課題

1988年（昭和63年）に世界保健機構（WHO）^{*}は、12月1日を世界エイズデーと定め、HIV感染者※、AIDS※の蔓延防止と患者・感染者への偏見や差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱し、世界レベルでの取り組みを展開しています。

福岡県では、国の指針に基づき、県民や教育関係者に対する啓発活動を実施しています。

現在、医療や福祉がある程度整ってきましたが、教育や啓発が進まず、若い世代の感染がじわじわと広がっています。AIDSやHIV感染は、一部の国の問題であるかのように錯覚され、社会の中でこの問題が身近な危機として感じられていない現状があります。

ハンセン病※はらい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は非常に低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立されているので完治する感染症です。

我が国では、1907年（明治40年）から1996年（平成8年）「らい予防法」の廃止までの89年もの長い間、施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。そして、長い隔離政策の誤りが、国民の誤解や偏見を生む結果となりました。私たちは誤った施策が感染症患者自身を苦しめるだけでなく、差別と偏見を醸成した結果となり、今もなお根深い差別や偏見を残していることに気づき、その解消に取り組んでいかなければなりません。

(2) 施策の方向性

AIDSに対する正しい知識の普及と差別や偏見をなくすため、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたAIDS教育の推進に努めていきます。AIDS患者・HIV感染者が不当な取り扱いを受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の推進に努めていきます。

ハンセン病に対する理解は、病気に対する正しい知識と理解、隔離政策下におかれた療養所の歴史、今の状況を知り考えていくことです。ハンセン病患者やハンセン病元患者が不当な差別を受けることがないよう、正しい知識の普及と啓発の充実に努めていきます。

① 教育・啓発活動の推進

- (ア) AIDS・HIV感染症・ハンセン病に関する啓発の推進
- (イ) 学校・地域におけるAIDS教育の充実
- (ウ) 関係機関との連携

- ② 患者などの人権に配慮した相談・支援体制などの整備
 - (ア) プライバシーの保護の徹底
 - (イ) A I D S・H I V感染症・ハンセン病に関する相談・支援体制の充実

8 その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまでに記述した以外にも、アイヌの人々に対する偏見や差別、刑を終えて出所した人やその関係者に対する偏見や差別、犯罪被害者やその家族の事件による直接的被害と、刑事手続きの過程などで受ける精神的被害や経済的負担、インターネットによる匿名性を利用した他人への誹謗中傷、同性愛者など性的指向を理由とする偏見や差別、ホームレスに対するいやがらせや集団暴行などの人権侵害、性同一性障害を理由とする偏見や差別など、様々な人権問題が存在しています。

あらゆる機会を通して、人権教育・啓発を推進していかなければなりません。

(2) 施策の方向性

様々な人権問題の多くは、そのことについて正しく知らないという無知、無理解から起きてています。それぞれの人権問題が抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発を行うことが必要です。

① 教育・啓発活動の推進

- (ア) 様々な人権に関する啓発の推進
- (イ) IT学習会や情報教育などの推進
- (ウ) 関係機関との連携

② 人権に配慮した相談・支援体制などの整備

- (ア) プライバシーの保護の徹底
- (イ) 様々な人権に関する相談・支援体制の充実

第5章 基本指針の推進

1 推進体制

本町は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権・同和対策室と生涯学習課生涯学習係を中心とし、全庁的な取り組みを進めるとともに、各種の連携の場を有効に活用し、本基本指針をもって、着実かつ効果的な実施を推進します。

2 連携及び協力

人権教育・啓発の推進については、行政のほか公益法人、民間団体、企業の果たす役割が極めて大きく、行政及びこれらの団体などが、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携・協力を保ちながら、本基本指針に沿った自主的な取り組みの展開に努めます。

3 指針の見直し

基本指針は、人権をめぐる国際的潮流や国及び県の動向さらには社会環境の変化などに適切に対応するため、必要に応じて的確に見直しを行います。

用語解説

ア行

AIDS (エイズ)

後天性免疫不全症候群。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働くなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

HIV感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、AIDSを発症していない状態の人。HIVに感染してからAIDSとなるまでには約10年の期間がかかる。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

カ行

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度。2008年（平成20年）4月より施行。

サ行

支援費制度

都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者などを決定する措置制度に替わって、2003年（平成15年）から開始された障害福祉サービス利用制度。障害のある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する。なお、2005年（平成17年）に成立した障害者自立支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

次世代育成支援対策行動計画

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えており、労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の問題、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体を巻き込んでいる。このような流れに歯止めをかけるため、2003年（平成15年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成に関する行動計画を制定し、集中的・計画的な取り組みを推進することとなっている。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれている児童（18歳未満）がいるという現実に目を向け、世界的観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989年（平成元年）の国連総会で採択され、我が国は、1994年（平成6年）に締結。

障害者自立支援法

障害者基本法の理念にのっとり、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されていた福祉サービス、公費負担医療などについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律。2006年（平成18年）4月から施行され、市町村障害福祉計画の策定が位置づけられた。

世界保健機構（WHO）

健康を人間の基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。（World Health Organization）

タ行

男女共同参画基本計画

2000年（平成12年）に策定され、2005年度（平成17年度）末までを計画期間とした「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな国内行動計画。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969年（昭和44年）に制定された、10年間の時限立法。

同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）、総理府に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について諮詢を受け、1965年（昭和40年）に審議した結果をまとめた答申が出され、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ハ行

ハンセン病

1873年にノルウェーのハンセンが発見したらしい菌によって、主に皮膚や抹消神経が侵される感染症の一つである。この菌の毒力はごく弱く、感染しても発病することはきわめてまれであり、1943年のプロミンに始まる化学療法の効果によって、確実に治癒するようになった。化学療法がなかったころは、この病気は、らいあるいはらしい病といわれ、不治の病と考えられていた一方、顔面や手足などの後遺症がときには目立つことから、恐ろしい伝染病のように受けとめられてきた。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要なので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる

形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利はもっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失

業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあるべきかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な

承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、國際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関

し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又

はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となってゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定
平成12年12月 6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

筑前町差別をなくし人権を守る条例

平成17年3月22日
条例第78号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 町は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

筑前町人権教育・啓発基本指針策定の主な経過

平成20年 7月25日（金）	人権教育・啓発基本指針策定協議
8月 1日（金）	序議：指針（素案）の報告
8月25日（月）	第1回筑前町人権教育・啓発基本指針策定検討委員会
9月22日（月）	筑前町人権施策推進審議会設置条例施行
9月30日（火）	第2回筑前町人権教育・啓発基本指針策定検討委員会
10月 1日（水）	筑前町人権施策推進審議会公募委員募集開始
10月17日（金）	筑前町人権施策推進審議会公募委員募集締切
10月27日（月）	第3回筑前町人権教育・啓発基本指針策定検討委員会
10月31日（金）	序議：指針（案）の報告
11月 17日（月）	第1回筑前町人権施策推進審議会 『筑前町人権教育・啓発基本指針』（諮問）
12月 15日（月）	第2回筑前町人権施策推進審議会
平成21年 1月21日（水）	第3回筑前町人権施策推進審議会
2月 4日（水）	『筑前町人権教育・啓発基本指針』（答申）

20筑人権第43号
平成20年11月17日

筑前町人権施策推進審議会 会長 様

筑前町長 手 柴 豊 次

筑前町人権教育・啓発基本指針について（諮問）

筑前町人権施策推進審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、筑前町人権教育・啓発基本指針の策定について、別紙（案）を添えて諮問します。

平成21年2月4日

筑前町長 手 柴 豊 次 様

筑前町人権施策推進審議会
会長 橋津和寛

筑前町人権教育・啓発基本指針について（答申）

平成20年11月17日付20筑人権第43号で諮問があった筑前町人権教育・啓発基本指針（案）について、筑前町人権施策推進審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、慎重に審議を行なった結果、別紙のとおり答申します。

なお、当審議会として、人権施策の推進にあたって2点の付帯意見を付しますので、この意見を勘案の上、「人権尊重のまちづくり」実現のため、なお一層の積極的なご尽力を要望します。

記

【付帯意見】

1. 筑前町人権教育・啓発基本指針は、今後の筑前町における人権施策を推進するためのものであることを町民・地域・企業・関係機関などへ周知し、町民との協働による施策の推進に努められるよう要望します。
2. 基本指針に基づき、早急に実施計画を策定し、全序的に人権施策を推進するとともに、進行管理を確実に実行されるよう要望します。

筑前町人権施策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び筑前町差別をなくし人権を守る条例（平成17年筑前町条例第78号）の目的達成のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、筑前町人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議し、答申すること。
- (2) 人権施策の実施状況に関し、町長に対し、報告を求め、及び意見を述べること。
- (3) その他人権施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年筑前町条例第39号）で定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権・同和対策室において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

筑前町人権教育・啓発基本指針検討委員会設置要綱

平成20年8月1日施行

(設 置)

第1条 筑前町の人権教育及び人権啓発を総合的に推進する基本指針の策定のため、筑前町人権教育・啓発基本指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 筑前町人権教育・啓発基本指針の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、関係課等の職員のうちから町長が任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員に任命された日から第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は 委員の中から委員長が決定する。
- 3 専門部会が審議した結果は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、人権・同和対策室において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

筑前町人権教育・啓発基本指針

2009年(平成21年)2月

発行 筑前町人権・同和対策室

〒838-0298

福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地

TEL 0946-42-3111(代表)

FAX 0946-42-2011